2019.12.6.社会学概論Ⅱ（上村）

福祉国家行政を支える社会学――マーシャル、ティトマス

　　　　　　　　　　　　

Thomas Humphrey Marshall　1893～1981　　　Richard Morris Titmuss　1907～1973

１．戦後福祉国家は階級社会を解消できたのか？

・労働者諸階級の向上には乗り越えられないような限界があると言われるが、ほんとうか。「この問題は、いつかはすべての人が平等になれるか、という問題ではありません。そんなことはまず不可能です。むしろ問題は、少なくとも職業の面で、すべての人がジェントルマンになるまで、たとえ遅々とした歩みであっても進歩が着実に続きはしないだろうか、という点にあります。私は、それが可能であり、そのようになるであろうと主張いたします」（アルフレッド・マーシャル「労働者諸階級の未来」1873年、ケンブリッジ改革クラブのための報告。Ｔ・Ｈ・マーシャル「市民権と社会階級」〔1949年初出〕7頁、訳文改変）。

「すべての人がそうした〔ジェントルマンの〕生活条件を享受すべきだという要求は、すべての人が社会的遺産を共有することを許されるべきだという要求にほかならず、それはさらに、すべての人が社会の正式なメンバーとして、すなわち市民として受け入れられるべきだという要求を意味している。…このことは、共同体の正式なメンバーシップ、すなわち市民権という観念と結びついたある種の基本的な人間の平等というものが存在し、それが社会における経済的不平等と矛盾するわけではない、ということを前提としている。言いかえれば、市民権の平等が承認されるならば、社会階級システムの不平等も容認できるかも知れないということである」（同11頁、訳文改変）。

・市民権の３要素（15頁）。

①公民権：個人の自由のために必要とされる諸権利。人身の自由、言論・思想・信条の自由、財産を所有し契約を結ぶ権利、裁判を受ける権利。対応する制度は、法廷。18世紀。

②参政権：政治権力の行使に参加する権利。対応する制度は、議会。19世紀。

③社会権：最低限の経済的福祉と保障を求める権利から、社会的遺産を共有し標準的な文明生活を送る権利まで。対応する制度は、教育システムと社会サービス。20世紀。

「市民権は、共同体の正式な成員に与えられる身分である。市民権をもつ人々はすべて、市民権にともなう権利と義務に関して平等である。権利と義務の内容を決める普遍的な原理は存在しないが、市民権の制度が発展しつつある社会では、理想的な市民権のイメージに照らしてこれまでの達成を評価し今後の目標を定めている。そのようにして構想された方針に沿って、いっそう完全な平等、市民権の内容の充実、適用範囲の拡大が推進される」（同36頁、訳文改変）。

・平等の体系である市民権が、不平等の体系である資本主義的社会階級と相ならんで発達したのはなぜか。社会階級の２類型。①第一類型。法律と慣習によって明示された身分序列に基づく階級。生活水準の違いが基準ではない。貴族・平民・農奴・奴隷など。市民権はこのような階級制度を破壊する。②第二類型。財産・教育制度や国民経済構造に関連するさまざまな要因の相互作用から生じる階級。生活水準という共通の尺度によって測定できる格差。市民権と両立（同39頁）。

・社会サービスの拡大は、所得の平等化を第一の目的としているわけではない。重要なのは、文明生活の具体的な内容が豊富化されることであり、危険や不安が全般的に減少することであり、幸運な人と不運な人（健康な人と病気の人、就業者と失業者、高齢世代と現役世代、独身男性と大家族の父親）が平等化されることである。異なる階級間の平等化というよりは、市民権をもつすべての個人間の平等化である。所得の平等よりも身分の平等のほうが重要である（同71頁）。

２．いかなる普遍主義が主張されたのか？

「…戦後の、国民保健サービス〔ＮＨＳ〕法、1944年の教育法、国民保険法、家族手当法などの制定に具体化された普遍主義の原則について考えてみよう。この原則が採用されるに至った基本的な歴史的理由の一つは、サービスをその利用者の地位や尊厳や自尊心を屈辱的に失わせることがないような方法で、全国民が利用できる近づきやすいものにしようとすることにあった」（ティトマス「福祉国家と福祉社会」〔1967年初出〕『社会福祉と社会保障』159頁、訳文改変）。

「研究をさらに進めるためには、ミーンズテストをともなうサービスのパターンやその運用についても考慮しなければならない。私の研究助手レディン氏の推計によれば、今日、イングランドとウェールズの〔教育・児童福祉・保健・住宅・公的扶助などを担当する〕地方当局が管轄しているミーンズテストは少なくとも3000あり、そのうち約半数は相互に異なったものであるという。…今日、福祉を学ぶ人々は、福祉の主要な問題を普遍主義的サービスと選別主義的サービスという形で捉え、しかもそれらをあまりに素朴で単純化された政策選択の図式として考えているのではないか…」（同163頁、訳文改変）。

「私たちは、個人的な挫折感や敗北感の苦痛なしに積極的に区別する手段、価値、方法、技術を追求しているのである。…私たちが当面している課題は、普遍主義的社会サービスか選別主義的社会サービスかの選択ではない。真の課題は、最も強度の必要をかかえる人のために、恥辱の烙印〔スティグマ〕を押す危険をできるだけ小さなものにしながら、積極的に区別していくことをめざす選別的サービスが社会的に受け容れられ、発展していくことが可能だとすれば、その内外で基礎となる価値と機会の枠組を提供するためにはいかなる普遍主義的サービスの下部構造が必要とされているか、ということである」（同168頁、訳文改変）。

「アメリカの民間血液市場に関する研究から、私たちは次のように結論づけた。血液と輸血関係の商業化は利他主義の表明を抑圧し、コミュニティ感覚を侵蝕し、科学的基準を低下させ、人格的自由と専門職の自由を制限し、病院と検査機関の営利行為を是認し、医師と患者の敵対関係を法制化し、医療の重大な領域を商法に委ね、莫大な社会的コストを最も負い難い人々に負わせ、医学と医療現場のさまざまな部門で非倫理的行動の危険を増し、結果として、ますます多くの血液が貧困者、非熟練労働者、失業者、黒人、その他の低所得集団、常習的売血者という搾取された人口集団によって供給されている。貧困者から富裕者への血液と血液製剤の再分配が、アメリカの血液銀行制度の主要な結果のようである」（Titmuss, *The Gift Relationship: From Human Blood to Social Policy*, The New Press, 1997[1970], p.314）。

「私はロンドンのウェストミンスター病院の放射線治療科外来の待合室で、他の5名の患者とともに座っていた。…多くの経験のなかでもう一つ目立ったことは、直腸癌でトリニダードから来ていた25歳の青年のことだった。彼のラジウム治療の予約は、私と同じ毎日午前10時だった。彼は時々、セラトロン室に私より先に入った。私が先に入ることもあった。順番待ちの行列は、ロンドンの交通の気まぐれのように全く単純に決められた。それは、人種や宗教や皮膚の色や階級によって決まるのではなかった」（ティトマス『社会福祉政策』〔1974年初出〕あとがき、186頁、訳文改変）。

３．豊かな社会は福祉国家をどう変質させたのか？

「〔社会サービスには〕…権利と義務との非常に密接な混合があり、それはさまざまな形をとる。そこでは、…権利の行使は同時に義務である。このことは教育の場合に最も明瞭である。つまり教育は、すべての市民がもつ権利というだけでなく、それによって市民が形成されるプロセスでもある。教育はすべての社会が社会そのものの利益のために促進しなければならないものであり、…そうできる社会はすべて、ある段階までの教育を義務とするのである。…さらに、大学にいたる義務教育以上の教育も、国民の健康と繁栄にとって決定的に重要であり、個人は彼の生来の能力が許すかぎりそれを利用する義務を負うものと見なされるのである」（マーシャル「福祉に対する権利」〔1965年初出〕『福祉国家・福祉社会の基礎理論』161頁、訳文改変）。

「教育への権利と同じく、保健サービスへの権利も義務と混じり合っている。…人々の身体は国民の資産の一部であって大切にしなければならず、病気は広がるおそれがあるばかりでなく国民所得の損失を招く。…民主主義において市民は「自由になることを強制される」というルソーの考えは私たちをたじろがせるが、市民が健康になるよう誘導されることに賛成するのは容易である」（同163頁、訳文改変）。

「ここで指摘しておくべき重要なことは、20世紀に考案された教育や保健に対する権利と、18世紀や19世紀に作られた財産権を原型とする市民権との違いである。ロックやその他の論者たちは、市民権は個人に固有の「自然権」であって、彼が属する社会によって彼のために作られたものではないと主張した。…それとは対照的に、現代の教育や保健に対する権利は、社会的起源を持つものとすべての人から認められているだけでなく、個人が社会に吸収されると同時に、その集合的福祉に頼りかつ貢献するというメカニズムの一部なのである」（同163頁、訳文改変）。

「…福祉国家の構造そのものに初めから矛盾があった。ベヴァリジのミニマム以上の概念は、社会政策の範囲から全く離れて個人の努力で個人的差異を作り出すのは自由でなければならないというものであったが、この考え方はＮＨＳや公教育、住宅政策、学校給食などに体現された別の理念とは容易に混じり合わなかった。保健と教育では、国家は、経済的地位に関係なく市民の必要を十分に満たす仕事を引き受けた。国家が提供したのは、私企業が活動する基礎ではなく、私的源泉から獲得されうるものに対する完全な代替物であった。…これらのサービスに体現された哲学は、…「公正な分かち合い」という社会主義の哲学と似ていた。その哲学はしばらくの間、福祉国家の誕生にともなう状況のためにその場を支配していた。それが生まれたのは、戦争によって作り出された国民的連帯の感覚が、戦後の欠乏によって課された強制的な消費制限や分かち合い体制と一致した時である。福祉国家は「耐乏社会」と連携している間は挑戦されることなく君臨し、豊かな社会と結びつき始めるとあらゆる方面から攻撃された、と結論せざるを得ない」（マーシャル「福祉国家と豊かな社会」〔1961年初出〕『社会学・社会福祉学論集』329頁、訳文改変）。

「英国福祉国家は、…戦争と平和状態への移行における英国の独自な経験において、偶然と歴史が結び合わせた諸力の爆発の産物であった。この状態が解消すると、社会は変化し、私たちが最初に「福祉国家」と名づけたものは消え去った。その制度や実践や手続や専門技術は依然として私たちとともにあるが、それらは異なった環境で、それらを独自の精神を備えた社会システムに作り上げた元来のコンセンサスぬきに作動している」（同335頁、訳文改変）。

「たんに福祉国家の機構の部品だけでなく、その本質的精神を維持したいのであれば、もう一度、すべての人に受け容れられる社会システムの中心となるような、時代状況に適合する新しいモデルを展開する必要がある。…「福祉国家」を一般的概念として使うと、必ずや論点を曲げて、正しい構造的パターンがあると示唆することになる。ところが実際には、パターンは時代とともに変化するのである」（同336頁、訳文改変）。

文献

◎マーシャル『シティズンシップと社会的階級――近現代を総括するマニフェスト』（法律文化社、1993年）

◎マーシャル『福祉国家・福祉社会の基礎理論――「福祉に対する権利」他論集』（相川書房、1989年）

◎マーシャル『社会学・社会福祉学論集――「市民資格と社会的階級」他』（相川書房、1998年）

ティトマス『福祉国家の理想と現実』（東京大学出版会、1967年）

◎ティトマス『社会福祉と社会保障』（東京大学出版会、1971年）

ティトマス『社会福祉政策』（恒星社厚生閣、2003年）

Titmuss, *The Gift Relationship: From Human Blood to Social Policy*, The New Press, 1997.

